整理番号　７－１

期　中　の　評　価　個　表

事業名	水源流域広域保全(国有林)	事業計画期間	平成3年度～平成22年度（20年間）
事業実施地区名 （都道府県名）	足尾（あしお） （栃木県）	事業実施主体	関東森林管理局 日光森林管理署

事業の概要・目的	当地区は、過去に行われた銅精錬に伴う煙害や山火事の発生により、他に例を見ない荒廃地となり、豪雨時には洪水等により下流域に何度も被害をもたらしたため、煙害が発生しなくなった昭和31年から本格的な復旧事業に取組み、一定の効果を得たところである。 また、利根川流域渡良瀬川最上流部に位置する首都圏の水源地帯であり、中流部には首都圏に暮らす人々の貴重な生活用水を確保している草木ﾀﾞﾑがある。 このため、荒廃地の復旧と併せて水源かん養機能等の高度な発揮を図るため、総合的な治山事業に着手し、下流域の民生安定に寄与することを目的として本事業を進めている。 なお、渓流荒廃地や不安定土砂の状況から、放置すれば土砂流出の恐れがあることや地元からの強い要望もあることから、事業進捗状況を勘案し事業計画期間の終期を平成20年度から平成22年度まで2年間延長し整備を続ける計画とする。 ・主な事業内容：渓間工30基、山腹工320ha、森林整備250ha ・総事業費：5,258,072千円（平成15年度の評価時点：5,258,072千円）
①　費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化	平成15年度期中の評価時と現在において要因に大きな変化はないが、事業計画期間の終期を平成20年度から平成22年度まで2年間延長し整備を続ける計画とする。 なお、平成20年度時点における費用対効果分析の結果は以下のとおりである。 総 費 用（C）　7,443,315 千円 総 便 益（B）水源かん養便益　8,526,229 千円 災害防止便益　17,512,718 千円 計　26,038,947 千円 分析結果（B／C）　3.50
②　森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	近年「足尾にみどりを増やそう」と言うことで、多くのﾎﾞﾗﾝﾃｨｱが毎年植樹をしており、治山事業による森林復旧への関心が高まっている。 また、荒廃地が森林に回復するまでのﾌﾟﾛｾｽが観察できるなど、治山技術の研究や環境教育の場として貴重な地域となっている。 なお、周辺の社会経済情勢に、特段の変化はない。 ・保全対象：人家355戸、国道2㎞、県道5㎞
③　事業の進捗状況	崩壊地の拡大を抑制するため、山腹工等の整備を図っている。また、不安定な堆積土砂の流出を抑制するとともに渓岸侵食の抑制を図るため、渓間工の整備を進めている。 平成19年度末の事業の進捗率（事業費）は86%である。
④　関連事業の整備状況	栃木県も民有林での治山事業を実施しており、また当該地区の下流では砂防事業が実施されている。
⑤　地元（受益者、地方公共団体等）の意向	現在もなお荒廃裸地化した山が残され、首都圏への水源地としての森林形成には至っていない状況である。また昨今の局地的な集中豪雨や台風により、下流域に多大な被害が発生する可能性も考えられるため、引き続き事業の実施を要望する。（日光市） 当地区に隣接する民有林において、本県でも治山事業を実施し一体的な整備を行っている。集中豪雨時の下流への被害も減少しており、治山事業の効果が発揮されつつあると考える。（栃木県）
⑥　事業コスト縮減等の可能性	山腹工については、間伐材や現地発生材を利用した工法の採用、渓間工については、治山ﾀﾞﾑ本体と間詰の一体施工による型枠等工事資材の節減、丸太残置型枠の採用により、ｺｽﾄの縮減、木材利用促進を図っており、今後も一層のｺｽﾄ縮減に努めることとしている。
⑦　代替案の実現可能性	該当なし。
第三者委員会の意見	平成19年度末の事業の進捗率が86%であり事業を完了するためには、流域保全のため計画期間を変更のうえ、関係機関と連携して事業を継続実施が妥当と考える。 人為による荒廃からの復旧という特殊性も踏まえ、将来世代に先送りせず積極的に取り組むべき。

評価結果及び実施方針	・必要性：　渓流荒廃地や不安定土砂の状況から、放置すれば土砂流出の恐れがあり、地元からの強い要望もあることから、事業の必要性が認められる。 ・効率性：　対策工の計画に当たっては、事業地に応じた最も効果的かつ効率的な工種・工法で検討しており、事業の効率性が認められる。 ・有効性：　当事業の効果として、山腹工によって崩壊地が復旧し、渓間工によって渓床勾配が緩和され渓床に堆積している土砂が安定化する等下流域の保全が図られてきており、事業の継続により更にその効果が高まっていくものと考えられ、事業の有効性が認められる。 上記①から⑦の各項目及び各観点からの評価、並びに第三者委員会の意見を踏まえて総合的かつ客観的に検討したところ、計画を変更して事業の実施が妥当と判断される。 ・実施方針：計画変更のうえ事業を継続